

グループホーム陽だまり苑利用契約書

_____様（以下「利用者」という。）と社会福祉法人いじみの福祉会（以下「事業者」という。）が設置運営する「グループホーム陽だまり苑」（以下「ホーム」という。）において居室及び共用施設等を使用し生活するとともに、事業者から提供される介護サービス等（以下「サービス」という。）を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、本契約書に添付の「重要事項説明書（グループホーム陽だまり苑）」に基づいて事業者（担当者 _____）から説明を受け、サービスの提供に同意したので、次のとおり契約を締結します。

第1条 契約の目的

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を提供するとともに、第3条及び第4条に定めるサービスを提供します。

- 2 利用者は、第15条に定める契約の終了事由がない限り、契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

第2条 サービス計画の決定及び変更

事業者は、計画作成担当者にサービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 サービス計画については、利用者又は連帯保証人に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

また、サービス計画に変更の必要のある場合は、適宜変更するものとします。

第3条 介護保険給付対象サービス

事業者は、利用者に対し、ホームにおいて食事、入浴、排泄等の介護及び相談等の精神的ケア、社会生活上の便宜、健康管理等を提供するものとします。

第4条 介護保険給付対象外サービス

事業者は、利用者又は連帯保証人の個別の求めに応じて、重要事項説明書に定める介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

第5条 連帯保証人への説明

事業者は、本契約に基づいて利用者に対して行うのと同様の内容の説明を、連帯保証人に対しても行うものとします。

第6条 サービス利用料

事業者は、利用者との合意に基づきサービス利用料として、次の支払いを申し受けます。

- (1) 介護保険制度による介護サービス費用の利用者負担相当額
- (2) 介護保険制度外サービス費用
 - ① 食材料費
 - ② 水道光熱費・冬期加算
 - ③ 居住費
 - ④ 預り金管理料
 - ⑤ 金銭立替払い手数料
 - ⑥ 事業者が特別に定める教養娯楽等の提供又はレクリエーション行事等
- (3) 利用者に対する医療処置に要する材料費
- (4) その他利用者の個別のご要望によりご提供のお品

第7条 サービス利用料金の支払い

事業者は、利用者又は連帯保証人が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

- 2 利用者は、要介護度に応じて第3条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者を支払うものとします。ただし、要介護度認定区分に変更のあるときは、変更後の利用料金となります。
- 3 第4条に定めるサービスについては、利用者又は連帯保証人は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。
- 4 利用者は、第6条第1項第1号の利用料金を利用月の翌月の25日までに、第1項第2号から第4号のサービス利用料金を前月の25日までに、事業者が指定する方法で支払うものとします。

第8条 利用料金の変更

第6条第1項第1号に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第1項第2号から第4号までに定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化、その他必要な事由のある場合、事業者は利用者又は連帯保証人に対して変更を行う日の1ヶ月前までに説明をしたうえで、相当な額に変更することができます。

第9条 事業者の義務

事業者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命及び身体財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は、適宜利用者の健康管理を行います。
- 3 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新申請の援助を行うものとします。
- 5 事業者は、利用者の心身の状況等を適宜、連帯保証人に報告するとともに、要介護認定の更新等により利用者の要介護度に変更された場合には、速やかに連帯保証人に報告することとします。
- 6 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、利用者又は連帯保証人の要求に応じてこれを閲覧させるものとします。

第10条 守秘義務

事業者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者（契約者）、連帯保証人及びその家族に関する情報（以下「個人情報」という。）を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療の必要性がある場合は、個人情報を提供できるものとします。
- 3 事業者は、第18条に定める利用者の円滑な退所のための援助を行う場合に、個人情報を提供できるものとします。
- 4 第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合については、別に確認するものとします。

第11条 利用者及び連帯保証人の義務

利用者は、居室及び共用施設並びに敷地をその本来の用途に従って、使用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。ただ

し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 3 利用者又は連帯保証人は、利用者がホームの施設及び設備について、故意又は過失により滅失・破損・汚損若しくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の緊急時の搬送先病院は、主治医の判断によるものとします。
- 5 協力病院等において処置は不要とされても、主治医が継続的な医療処置を要すると判断した時は、その指示に従うものとします。

第12条 損害賠償

事業者は、契約に基づくサービスの提供に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者又は連帯保証人に与えた損害について、賠償する責任を負います。第10条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。ただし、利用者又は連帯保証人に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各項に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者及び連帯保証人が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者及び連帯保証人が、サービス実施に当たって必要な事項に関する聴取及び確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調の変化、日常生活動作等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者及び連帯保証人が、事業者又はサービス従事者の指示及び依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合
- (5) 事業者の実施したサービスを原因としない事由に起因して、利用者自己管理とする身の回り品（例：補聴器、メガネ、入れ歯、家具、調度品等）についての損害が発生した場合

第14条 事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能

事業者は、契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、利用者又は連帯保証人に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求する

ことはできないものとします。

第15条 契約の終了事由

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 利用者が死亡した場合
- (2) 介護認定により自立又は要支援1と判定された場合
- (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- (4) ホームの滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) ホームが介護保険の指定を取り消された場合
- (6) 第16条又は第17条に基づき契約が解約又は解除された場合

第16条 利用者及び連帯保証人からの解約及び解除

利用者及び連帯保証人は、契約の有効期間中でも契約を解約することができます。この場合には、利用者及び連帯保証人は契約終了を希望する日の30日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者及び連帯保証人は、第8条第2項の変更に参加することができない場合及び利用者が入院した場合には、契約を即時に解約することができます。
- 3 利用者及び連帯保証人は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には契約を解除することができます。
 - (1) 事業者が正当な理由なく契約に定めるサービスを実施しない場合
 - (2) 事業者が第10条に定める守秘義務等に違反した場合
 - (3) 事業者が故意又は過失により利用者及び連帯保証人の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
 - (4) 他の利用者が利用者の身体、財物、信用等を傷つけた場合又は傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第17条 事業者からの契約解除

事業者は、利用者及び連帯保証人が以下の事項に該当する場合には、契約を解除することができます。

- (1) 利用者又は連帯保証人が、契約締結時に利用者の心身の状況、病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行いその結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (2) 利用者又は連帯保証人による第7条第1項から第3項までに定めるサービス利用料金の支払いが2ヶ月間行われなかった場合
- (3) 利用者が故意又は重大な過失により事業者、他の利用者等の生命、身体、財物、信

用等を傷つけたり、他の利用者の等しくサービスを受ける権利を侵害した場合、又は著しい不信行為を行うことなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- (4) 利用者が連続して1ヶ月を超えて病院等に入院すると見込まれる場合
- (5) 利用者について次のおそれがある場合
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がある場合
 - ② 自傷他害のおそれがある場合
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がある場合
- (6) 利用者が介護老人福祉施設、介護老人保険施設に入所した場合又は介護医療院に入院した場合
- (7) 連帯保証人が事業者連絡先の変更を告げず、転居又は行先不明となった場合。
- (8) 利用者及び連帯保証人が契約を履行しない場合
- (9) 介護サービス提供に際して、著しく障害となる暴力行為や暴言等のある場合
 - ① パワーハラスメント
業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、介護支援をする際の環境を悪化させる行為
 - ② セクシュアルハラスメント
事業者の職員や介護支援専門員を不快にさせる性的な言動
 - ③ マタニティハラスメント
妊娠した事業者の職員や介護支援専門員に対する嫌がらせ
 - ④ カスタマーハラスメント
利用者や本人であるという立場の優位性を盾に、悪質な要求や理不尽なクレームを行う行為
 - ⑤ 契約以外の行為を執拗に要求した場合
 - ⑥ その他、事業者や介護支援専門員が契約の行為を行うことが困難になる理不尽な行為があった場合
- (10) その他、本契約を継続しがたい不信行為等があった場合

第18条 契約の終了に伴う援助

契約が終了し、利用者がホームを退所する場合には、利用者及び連帯保証人の希望により、事業者は円滑な退所のために必要な以下の援助を行うものとします。

- (1) 適切な病院又は診療所若しくは介護老人保険施設等の紹介
- (2) 居宅介護支援事業者の紹介
- (3) その他保険医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

第19条 利用者の入院に係る取り扱い

利用者が病院等に入院した場合、第17条(4)に該当しない場合は、退院後も再びホームに入所できるものとします。

※ 「1ヶ月以内に退院」することが明らかに見込まれるかどうかの判断は、事業者が利用者の入院先の病院等の主治医に確認することによって行うものとし、この「確認」は、必ずしも診断書によることを要せず、口頭等により確認する場合があります。なお、「確認」が診断書による場合、診断書の発行にかかる費用は利用者の個人負担とします。

2 利用者又は連帯保証人は、利用者が入院中の居室利用料を事業者に支払うものとします。

第20条 居室の明け渡しと精算

利用者及び連帯保証人は、第15条により契約が終了する場合において、利用者及び連帯保証人に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第11条第3項(原状回復の義務)並びにその他の条項に基づく義務を履行したうえで、利用者の居室を明け渡すものとします。

2 居室の原状復元に要する費用については、入居時預かりの敷金を充当するものとし、過不足のある場合は、利用者又は連帯保証人と事業者間で実費精算するものとします。

3 利用者又は連帯保証人は、契約終了日までに利用者の居室を明け渡さない場合又は前項の義務を履行しない場合は、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定の料金(重要事項説明書に定める)を事業者に対し支払うものとします。

4 第1項の場合に、1カ月に満たない期間のサービスに関する利用料金の支払い額については、第7条第3項を準用します。

第21条 残置物の引き取り等

事業者は、契約が終了した後、利用者の残置物がある場合には、利用者及び連帯保証人にその旨連絡するものとします。

2 利用者及び連帯保証人は、前項の連絡を受けた後5日以内に残置物を引き取るものとします。ただし、特段の事情がある場合は、速やかに事業者にその旨連絡するものとします。

3 事業者は、前項ただし書の場合を除いて、利用者及び連帯保証人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合は、当該残置物を利用者又は連帯保証人に引き渡すものとします。ただし、その引渡しに係る費用は利用者及び連帯保証人の負担とします。

4 事業者は、引き渡し不可能的な場合には、利用者の残置物を処分できるものとします。その費用については利用者及び連帯保証人の負担とします。

第22条 一時外泊

利用者は、事業者の同意を得たうえで、原則1回につき1泊を限度として外泊することができるものとします。その場合、利用者又は連帯保証人は、外泊開始日の5日前までに所定の用紙により事業者に届け出るものとします。なお、5日以上前に届出の無い場合は、外泊期間中も規定の食費を支払うものとします。

- 2 前項に定める外泊期間中において、利用者又は連帯保証人は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス利用料金を支払うものとします。

第23条 苦情処理

事業者は、その提供したサービスに関する利用者又は連帯保証人等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第24条 利用者及び連帯保証人の債務

利用者は、契約に基づいて生じる債務全般についての責を負うものとします。

また、連帯保証人は利用者が負担する債務について極度額100万円の範囲内で責を負うものとし、変更する場合及び住所等に変更のある場合は、速やかに事業者に報告するものとします。

第25条 協議事項

契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は、介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、利用者及び連帯保証人と誠意をもって協議するものとします。

前記のとおり利用者について介護老人福祉サービスに関する契約を結びます。

この契約を証明するために、同契約書3通を作成し、利用者、連帯保証人及び事業者の三者
が記名押印のうえ、それぞれ1部ずつを保管します。

____年 ____月 ____日

(事業者) 所在地 新潟県新発田市中央町5丁目4番2号

事業者名 社会福祉法人 いじみの福祉会

代表者職・氏名 理事長 馬場成男 印

(利用者) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用に
ついて、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

電話番号 _____

(連帯保証人) 私は、この契約内容及び添付の重要事項説明書並びに個人情報の使用
について、同意します。

また、家族の代表として、個人情報の使用について、同意します。

ご住所 _____

お名前 _____ 印

利用者との続柄 _____

電話番号 _____

重要事項説明書

(グループホーム陽だまり苑)

1. 経営法人

法人名	社会福祉法人 いじみの福祉会	代表者氏名	理事長 馬場 成男
法人所在地	新潟県新発田市中央町 5丁目4番2号	設立年月日	平成12年 3月30日

2. 施設の概要、職員の配置状況、居室等の概要

概施設の名称	グループホーム陽だまり苑	
	米倉ユニット	川東ユニット
施設の所在地	新潟県新発田市岡田1746番地1	新潟県新発田市岡田1746番地1
電話番号	(0254) 20-3800	(0254) 20-3800
管理者	梨本 佳子	梨本 佳子
介護保険事業者番号	1570600369	1570600369
事業開始年月日	平成13年4月1日	平成13年4月1日
入所定員	9名	9名
医師(嘱託医)	1名	
管理者(兼務)	1名	
計画作成担当者(兼務)	2名	
介護士	5名以上	5名以上
居室(個室)13.25㎡	9室	9室
ダイニング	1室	1室
リビング	1室	1室
浴室	家庭浴槽2室	家庭浴槽2室
デイルーム	1室	1室
キッチン	1室	1室
ロビー(AB共有)	1室	1室
トイレ	6ヶ所	5ヶ所

※ 居室は全て個室で、エアコン・床暖房・洗面化粧台・押し入れを完備しております。

3. 主な職種の勤務体制(標準的な時間帯における勤務体制)

職種	勤務体制		
管理者(兼務)	日勤	7:00~16:00	
医師	非常勤		
計画作成担当者 介護職員	日勤	8:30~17:30	
	早番	7:00~16:00	
	遅番	10:00~19:00	
		13:00~22:00	
	夜勤	22:00~7:00	

4. サービスの内容

(1) ケアプランの作成

利用者様のライフスタイル・健康状態・ご要望等々に基づき具体的なサービス内容を定めた介護サービス計画を作成し適宜更新しながらサービス提供に努めます。

(2) 食 事

ア 利用者様のご要望を取り入れた献立づくりや、調理を職員が共に行いながら、家庭のような雰囲気の中でお食事をお楽しみいただきます。

イ 健康状態や身体的機能に合わせたお食事を、摂取カロリー栄養バランスに考慮しながらご提供いたします。

(3) 健康管理

身体及び口腔内の清潔保持、服薬の支援、心身の状態の変化及び異常の早期発見とその対応、医療機関利用時の必要な情報の提供。

(4) 入 浴

利用者様お一人おひとりのニーズにより、対応いたします。

(5) 排 泄

可能な限りオムツの使用を避け、利用者様の自立支援に努めます。

(6) その他の支援

自己決定、身心機能の維持に対する支援、買物、催し物の参加等による外出支援、ご家庭での生活習慣に配慮、適切な整容の支援、シーツ交換、日常衣類の洗濯

5. ご利用料金

サービス利用料金は、介護保険負担割合証による記載割合の額をご負担いただきます。原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割、現役世代並みの所得がある方は3割)の額です。

(1) 介護保険適用サービス

添付料金表のとおり

・グループホーム陽だまり苑料金表

(2) 介護保険適用外サービス

添付料金表のとおり

- ・介護保険適用外サービス料金表（グループホーム陽だまり苑）

(3) 1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金

- ・居住費は月額規定料金となります。
- ・他の利用料金は利用日数に基づいて算定した金額となります。
- ・入院日及び帰苑日は利用日として算定されます。

例：月(30日)に1週間入院された場合の利用日数 30日-5日=25日

(4) 入所が月途中の場合の利用料金

- ・居住費、水道光熱費及び冬季加算は日割り計算です。

(5) 利用者様のご都合で退所される場合

- ア. 1ヵ月以上前の申し出があれば、居住費及び水道光熱費は日割り計算となります。
- イ. 上記以外については規定料金となります。

(6) 外出、外泊時の介護サービス料以外の利用料金

外出、外泊された場合、食材料費以外の利用料金は規定料金となります。

(7) 料金の支払い方法

お支払いは、下記金融機関の各本支店のご指定の口座より翌月 25 日に自動引き落としとさせていただきます。(請求明細書は、月末締め翌月 15 日頃の発送となります。)

きらやか銀行、ゆうちょ銀行、第四北越銀行、大光銀行、信用組合(新潟県内)、信用金庫(新潟県内)
新潟県労働金庫、JAバンク新潟県信連(農協)

口座引き落としができない場合のお支払いにつきましては、下記口座へのお振込みをお願い致します。

銀行名	きらやか銀行(508)	支店名	新発田支店(支店番号:670)	口座種別	普通
口座番号	1017348				
カナ	フク イジミノフクシカイ リジチョウ ババナリオ				
口座名義	社会福祉法人 いじみの福祉会 理事長 馬場成男				

※利用請求書及び領収書の再発行はいたしませんので、大切に保管くださいますようお願いいたします。

6. グループホーム陽だまり苑運営方針

【運営方針】 生きる喜び・生きる意欲を持ち続けて暮らせる居住環境の創造

利用者様に幸せなお気持ちでお過ごしいただけますよう、職員一同努めさせていただきます。

(1) 居心地の良い「住まい」作り

- ア. 利用者様の人格・生活歴を尊重する「その人らしい生き方」の継続に対する支援
- イ. 生きがい作りのための、日常生活行為(食事の支度・買物・洗濯・散歩・生活場面に合わせた整容・掃除趣味

等々)に対する支援

- ウ. 利用者様と職員の家族的信頼関係の構築(わがままの言える関わり方)及び利用者様相互の良好な関係づくり
- エ. 利用者様の主体性を引き出す支援及び自己決定の尊重
- オ. プライバシーの尊重

(2) 「認知症高齢者」の根拠に基づく介護支援サービスの提供

- ア. 認知症の重症度、加齢変化に適応したケアの実施
- イ. 認知症状緩和に資するケアの実践
 - ・認知症高齢者からの視点を尊重する
 - ・安定と自立を促す
 - ・安心できる(適応できる)「場所」、安心できる(気心の知れた)「人」
 - ・興味を持つことを掘り起こす
- ウ. 心身の機能低下の防止に資する健康管理及び主治医との適宜の連携

(3) 家族様に安心していただけるホームの運営

- ア. 家族様が気兼ねなく訪れられる環境作り
- イ. 利用者様に関する情報の適宜の発信
- ウ. 身体的機能の低下に対応した環境の整備
- エ. ホーム内におけるプライバシー確保の徹底(業務上知り得た情報の守秘及び不用意な発言の禁止)

(4) 地域社会との交流

- ア. なじんだ地域や自然の中で、本人の安心と力の発揮できる環境や機会の提供
- イ. 地域の認知症ケアの拠点となり、地域住人の理解と支援によるホームの成長
- ウ. グループホーム陽だまり苑運営推進会議の開催

7. サービス利用にあたっての留意事項

- (1) ご家族、ご親族様等のご来苑はご自由です。
- (2) 外出、外泊の時や個別に配慮すべき事由のある場合はお申し出ください。
- (3) 面会時間は10時から17時となっております。時間外のご面会はお相談ください。
- (4) 利用者様にご家庭での生活を継続していただくため、ご家庭での愛用品をご持参ください。
(カーテン、敷物等は防災加工済みのものにしてくださるようお願いいたします。)
- (5) 衣類の維持・管理は原則利用者又は連帯保証人をお願いいたします。
- (6) ホームへお持ちの衣類については、季節ごとに適宜入れ替えを行ってください。
- (7) 刃物、ライター等他のご利用者様にご迷惑をおかけする恐れのある物品のお持込みはご遠慮願います。
- (8) 身の回り品(補聴器、メガネ、入れ歯、家具、調度品等)につきましては、原則ご利用者様の自己管理とさせていただきます。
- (9) お持ちのお品につきましては、消えない方法で必ずご記名ください。記名無き場合は責任を負いかねますのでご留意願います。
- (10) 日常衣類(部屋着、下着、寝間着、タオル等)の洗濯につきましては、当ホームで対応させていただきますが、下記お品につきましては、クリーニング店に依頼(実費)させていただきます。
 - ・起毛製品、毛、毛混紡、ニット製品

- ・洗濯機、乾燥機使用により縮む恐れのある製品
- ・ドライマーク、手洗いマークの付いた製品
- ・寝具、座布団、室内ばき、安楽物品等

(11) 通院介助は家族様でお願いいたします。

8. 医療機関

容体変化等、緊急を要する場合には、以下の医療機関で受診いたします。

また、入院の場合の手続きは、家族様が行うこととされておりますのでご協力願います。

嘱託医	田中医院	0254-22-3917
歯科	村山歯科医院	0254-23-1019
協力病院	県立新発田病院	0254-22-3121
	北越病院	0254-26-1010

9. サービスに関するご相談・苦情

(1) 利用相談・苦情担当者及び苦情解決責任者

	利用相談・苦情担当者		苦情解決責任者	
陽だまり苑	管理者	梨本 佳子	苑長	馬場 成世
	電話	0254-20-3800	電話	0254-20-3800

(2) 苦情解決第三者委員

氏名	電話番号
比企 広正 (新発田市議会議員)	0254-41-1000
佐久間 助左エ門 (社会福祉法人いじみの福祉会監事)	0254-28-2739

(3) 当施設で苦情が解決できない場合の申し立て先の紹介

申し立て先	電話番号
新潟県福祉サービス運営適正化委員会 (新潟県社会福祉協議会内) (新潟市中央区上所 2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階)	025-281-5609
新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室 (新潟市中央区新光町 4-1 新潟県自治会館本館3階)	025-285-3022
新発田市高齢福祉課 (新発田市中央町 3-3-3)	0254-22-3030

10. 第三者による評価の実施状況

実施の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

11. 衛生管理等

- (1) サービスに供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
施設において感染症が発生し又はまん延しないように、措置を講じます。

12. 認知症への対応力向上に向けた取組み

認知症についての理解のもと本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現するために、介護に直接かかわる職員のうち医療・福祉の資格を有さないものについては、入職から1年以内に認知症介護基礎研修を修了します。

13. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

14. 事故発生時の対応について

- (1) ホームは、事故が発生した場合には、速やかに、市町村及び入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (2) ホームは、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について、記録します。

- (3) ホームは、介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

15. 虐待の防止について

施設は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該施設職員又は家族・親族・同居人等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知します。

16. ハラスメントの防止について

- (1) 施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。
- (2) ハラスメントは、サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。

個人情報の提供を行う場合

社会福祉法人いじみの福祉会グループホーム陽だまり苑利用契約書第10条第4項に規定する「第2項及び第3項の目的以外で個人情報を提供する場合」について、下記のとおり確認します。

記

1. 使用する期間

契約開始の日からその契約が解除あるいは終了するまでの期間。

2. 使用する目的

確認	目的
	(1) 介護保険における介護認定の申請及び更新、変更のため
	(2) 利用者に関わる介護計画（ケアプラン）を立案し、円滑にサービスが提供されるために実施するサービス担当者会議での情報提供のため
	(3) 医療機関、福祉事業者、介護支援専門員、介護サービス事業者、自治体（保険者）との連絡調整のため
	(4) 利用者が、医療サービスの利用を希望している場合及び主治医等の意見を求める必要のある場合
	(5) 事業者が、契約終了又は利用者の希望により他の施設へ入所を希望した場合、入所の援助を行う際に必要な個人情報を使用する場合
	(6) 利用者の利用する介護事業所内のカンファレンスのため
	(7) 行政の開催する評価会議、サービス担当者会議
	(8) その他サービス提供に必要な場合
	(9) 上記各号に関わらず、利用者の病状の急変等緊急を要する時の連絡の場合
	(10) 介護事業所などにおいて行われる研修生、実習生への教育のため
	(11) 施設行事等において撮影された写真・映像等を法人のホームページや広報誌又は施設内掲示板に掲載するため

確認欄 了承 … ○ 了承せず … ×

3. 使用にあたっての条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係する者以外に漏れることのないよう、細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議の内容や相手方などについて、経過を記録しておくこと。